

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護対策）

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況	
1	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P18	固定源及び可動源の調査において、東海発電所の扱いを再確認し、敷地を共有しているのであればその旨説明すること。	一部の敷地を共有している東海発電所においては、敷地内に有毒化学物質がないことを確認しており、その旨資料に記載し、東海発電所の扱いについて明確化を図った。	G-1-001(改1)p11 G-1-002(改1)p3, 32 G-1-010(改0)	今回回答
2	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	最新プラントの女川2号炉の記載と比較し記載が不十分な部分があるため、確認し記載の充実化を検討すること。（例：p31の薬品の記載や、p33の評価対象外とした有毒化学物質の記載等。）	女川2号炉の記載を参考に記載の充実化を図った。また、まとめ資料について女川2号炉との比較表を作成し、記載の充実化を図った。	G-1-001(改1) G-1-002(改1) G-1-010(改0)	今回回答
3	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14	固定源特定フローでボンベ等に保管されている場合調査対象外とするところを、p16で敷地外のアンモニアでボンベで調査対象としている理由を説明すること。	ボンベ保管されている敷地外アンモニアについて調査対象としていることについて別紙4-7-1に記載した。	G-1-002(改1) 別紙4-7-1 p128	今回回答
4	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P14, 18	調査対象として選定した論拠を説明すること。（ガソリンや硫化水素が選ばれた理由についても同様に。）	敷地外固定源の特定フローについて明確化を図った。	G-1-001(改1)p14 G-1-002(改1)p4	今回回答
5	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	気象条件のインプットとして、東海第二発電所の地表データだけでなく、最寄りの水戸気象台のデータも確認し、大きな齟齬がないことを説明すること。	最寄りの気象官署（水戸地方気象台、小名浜特別地域気象観測所）で観測されたデータについて確認を行い、その結果の明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙9 p4~11	今回回答
6	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	表7の最大方位という記載を実態の評価に合わせる形に記載を検討すること。また、敷地外の評価は発生源毎に確認できるように図の示し方を検討すること。	敷地内外固定源の隣接方位を含めた評価結果を記載するとともに、敷地外固定源の図について位置の明確化を図った。	G-1-001(改1)p23~25 G-1-002(改1)	今回回答
7	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	—	調査対象外の表で隣接する事業所などがどれかわかるように説明すること。	ヒアリングにてご説明する。	—	今回回答
8	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P20	有毒ガス防護判断基準値でメタノール、ガソリン、硫化水素について、具体的に何に基づき防護判断基準を設定しているのか説明すること。	比較表の差異理由に、有毒ガス防護判断基準値設定の考え方フローに沿って設定した考え方を記載し、文献にて設定したものについてヒアリングにてご説明する。	—	今回回答
9	2022/6/15	G-1-001	改0	申請の概要	P23	有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1に足して際どいものがあるので、表で除外したロジック・選定の考え方について説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	今回回答
10	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P35	開示情報で堰の情報が得られなかった時に堰があるものとして考え、その面積を東海第二の敷地内のアンモニア溶融炉の堰から推定する妥当性を説明すること。	開示情報が得られなかった液体状の敷地外固定源の堰面積の設定について、法令の要求事項などを明確化した。	G-1-002(改1)別紙7 p6~8	今回回答
11	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P201	TBPを使用する際に使う有機溶媒が表のどこに該当するか説明すること。	確認しヒアリングにてご説明する。	—	今回回答
12	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P325, P326	p325の第1表では搬入量とp324の輸送量の違いを説明すること。	整合性を図るため、「搬入量」を「輸送量」に訂正した。	G-1-002(改1)別紙4-9 p2	今回回答
13	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P255, P256	固定源の整理で対象外としたものについて、その根拠を説明すること。	No.4と同様	No.4と同様	今回回答
14	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P356	第3表で最小投影面積において、一番厳しい条件を使用していることがわかるようにデータを纏めて説明すること。	最小投影面積の設定について、一番厳しい条件であることについて明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙10-2 p15, 16	今回回答
15	2022/6/15	G-1-002	改0	有毒ガス防護について	P394	短時間放出の場合の計算式が適切か確認し説明すること。	参考文献「原子力発電所中央制御室の居住性に係る被ばく評価手法について（内規）」での記載であるため、そのままの記載とする。	—	今回回答
16	2022/6/15	G-1-005	改0	有毒ガス防護について_比較表	P25	運転・対処要員が体制上のどの要員で、その対象がその要員でいい理由を説明すること。（ガイドの運転・指示要員等が東海第二ではどの要員に該当するか。）	運転・対処要員の範囲について、体制図の明確化を図った。	G-1-002(改1) 別紙12-1 p2, 3	今回回答

No.	年月日	説明資料		該当頁	コメント内容	回答内容	資料反映箇所	回答状況
17	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14, p5/14	「3.1.2 調達に係る組織」にて委託等実績の記載を検討すること。(p5/14の「3.4.1 供給者の技術的評価」, 「3.4.2 供給者の選定」, 「3.4.3 調達管理」についても同様に)		今後回答
18	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p3/14	3.設計活動に係る品質管理の実績において、先行との差異理由で保安規定の施行前は不適切であり、法律の施行改正前等の記載の適正化を検討すること。		今後回答
19	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p4/14	3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法において、品管規則に照らして設計開発レビューについての記載の不要か再検討すること。		今後回答
20	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証では適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職の者、3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証では当該業務を直接実施した原設計者以外の者となるが、品管規則に照らして適正化を検討すること。		今後回答
21	2022/6/24	G-1-007	改0	添付書類十一_比較表	p7/14	「適合性確認を実施した者」と「組織の長」が同一の人物を指すのか確認し説明すること。		今後回答